



KPMG Webセミナー（第4回）

コロナ禍における 会計・移転価格税制アップデート

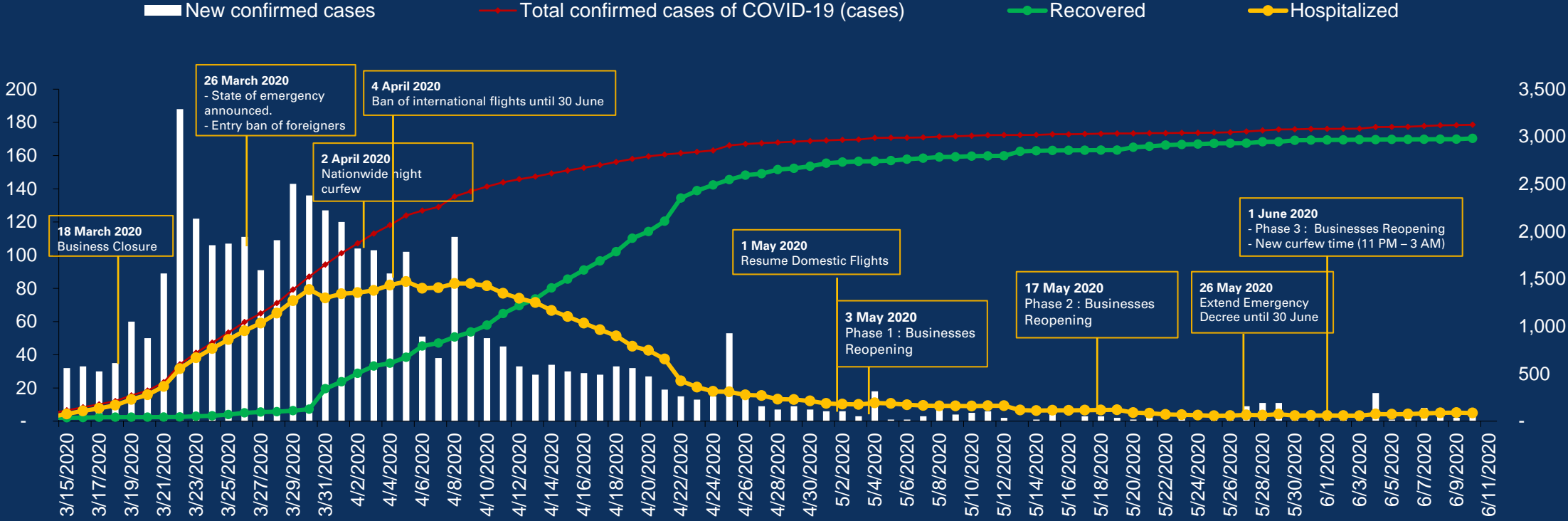
2020年6月12日

KPMG in Thailand



COVID-19 : Thailand Situation

Number of COVID-19 confirmed cases in Thailand



*Updates as of 11 June 2020
 Source: Department of disease control

アジェンダ

1. コロナ禍における棚卸資産の会計論点
2. 移転価格税制の初年度対応

コロナ禍における 棚卸資産の会計論点

景気悪化時に留意すべき会計項目（第3回スライド）

棚卸資産

- 滞留在庫の評価
- 低価法の評価（NRV）
- 遊休費用の取扱い

第4回
トピック

退職給付会計

- 早期希望退職制度に係る会計処理

減損会計

- 収益性が低下した資産の回収可能性の評価

税効果会計

- 繰延税金資産の回収可能性

金融商品

- 滞留債権の回収可能性の評価
- 投資先の財務状況悪化による有価証券の評価減

ゴーイングコンサーン

- 継続企業の前提

工場の操業停止、稼働低下

工場の操業停止

- 固定資産の減価償却は止められるか？
- 減価償却費を営業外費用・特別損失にできないか？

工場の稼働低下

- 減価償却費を含む固定費（原価差額）を営業外費用・特別損失で処理できないか？



- 減価償却費は、資産が遊休となっている場合や活発な使用をやめた場合でも停止しない
- PLの表示上、営業外損益・特別損益の表示区分はない
- **遊休費用（固定製造間接費）の会計処理が論点となる**



遊休費用（固定製造間接費）の配賦－要求事項

固定製造間接費

生産量の変動に関係なく、比較的一定して発生する製造間接費

- 製造工程で使用される工場の建物・設備及び使用権資産の減価償却費及び維持費
- 工場の事務管理費
- （場合によって）工場に係る人件費



要求される会計処理

- 固定製造間接費の配賦は、生産設備の正常生産能力に基づいて行われる。
- 各生産単位に配賦する固定製造間接費の額は、生産水準の低下や遊休設備の存在によって増額することはしない。
- 配賦しなかった固定製造間接費は、発生した期間の費用として認識する。



遊休費用（固定製造間接費）の配賦－実務上の論点

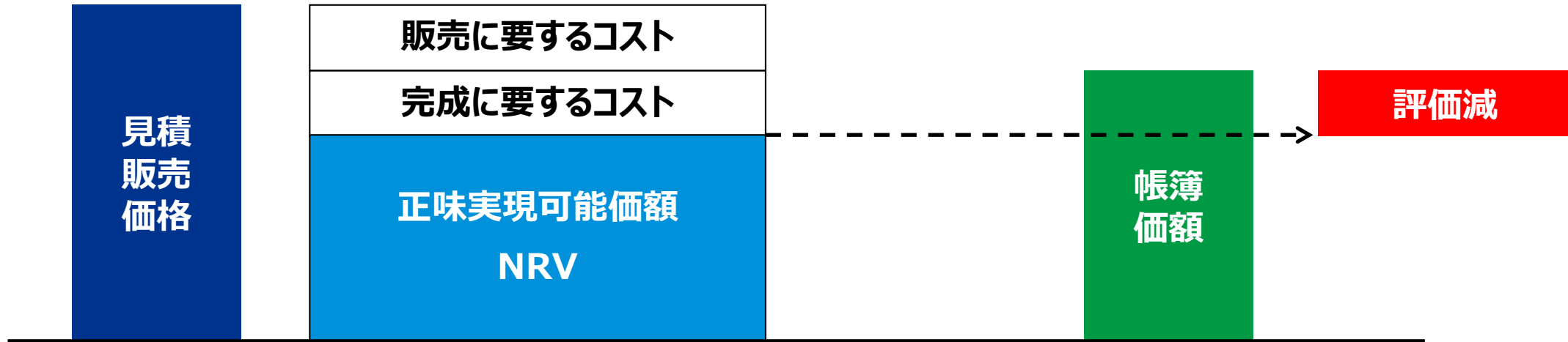
実務上の論点

- 正常生産能力ってどう決めるの？
- 遊休費用（固定製造間接費）の範囲はどこまで？
- 配賦しなかった固定製造間接費は、売上原価？ 一般管理費？



- 正常生産能力とは、計画的なメンテナンスをした上で生じる能力の低下を考慮して、正常な状況で多くの期間又は季節を通して平均的に達成が期待される生産量をいう。
- 原価の範囲の論点。原価性があるとして原価計算に含めている項目のうち、固定費が対象となる。
- 機能別分類にしたがってPLを表示している場合、通常は、売上原価に計上する。

正味実現可能価額 (NRV)

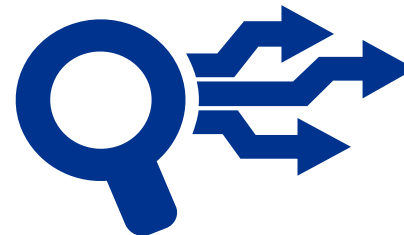


正味実現可能価額 (Net Realizable Value)

通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要するコスト及び販売に要するコストの見積額を控除した額

- 滞留在庫の評価
滞留月数に応じた評価減率を社内基準として設定している

従来の社内基準をそのまま適用可能か？



移転価格税制の 初年度対応

1. 本日のポイント

コロナウィルスの影響により、法人税申告書の提出期限に関して、2020年4月から8月までに通常の申告期限を迎える法人について、提出期限が2020年8月31日となった。

- 上記提出期限までに移転価格税制対応として、「誰が」、「何を」、しなければならぬかを理解する。
- 提出期限以降も継続して対応しなければならない書類（移転価格文書）の大枠の内容を理解する。

2. タイ移転価格税制の概要

項目	概略
対象者	その会計期間の売上が 2億バーツ以上 の法人
必要な手続き	1) その会計期間中の関連者間取引の有無を問わず、その会計年度の末日から150日以内に“ Transfer Pricing Disclosure Form ”をタイ歳入局に提出 2) タイ歳入局の要求に応じて 移転価格文書（ローカルファイル） を提出できるよう保管
関係会社の範囲	1) 一方の法人が、他方の法人の株式の総数又は出資金額の50%以上を直接又は間接に保有する関係にある法人 2) 同一の者によってそれぞれの株式の総数又は出資金額の50%以上を直接又は間接に保有される関係にある法人 3) 一方の法人が資本・経営・支配権の観点において、他方の法人に依存しなければならない関係にある法人（実質支配関係にある法人）
適用期間	2019年1月1日以降開始事業年度 から移転価格税制が適用
ローカルファイルの提出期限	上記の対象者で関係会社間取引を有する会社は、税務当局から通知を受領した日から 60日以内 に移転価格文書を提出しなければならない。 ただし、初めて税務当局から移転価格文書の提出要求通知を受領した場合には、その作成期間を考慮し、その受領日から 180日以内 とされる。

2. タイ移転価格税制の概要

項目	概略
移転価格文書の言語	指定なし ※1
罰則	合理的な理由なしに提出期限を守れなかった場合、不完全もしくは誤った文書を提出した場合には、 20万バーツ 以下の罰金が課される。※2
時効	Transfer Pricing Disclosure Formの提出日（法人税申告書の提出日）から 5年 を経過した場合には、税務当局は納税者に対して移転価格文書の提出を要求できない

※1

現状の実務では、日系企業の場合、まず英語の文書を提出、その後調査官の要求に応じて適宜必要なページについてのタイ語訳を提出することが一般的である。

※2

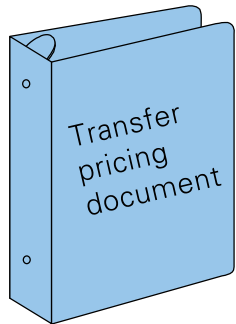
当罰則規定を適用された場合、20万バーツの罰金のほか、税務当局独自で作成した競合他社の利益率表（シークレットコンパブル）を用いられ、不合理な利益率への是正を要求されることも考えられる。

3. 会社が準備しなければならない2つの書類



Transfer Pricing Disclosure form (関連者取引明細書)

- 19年度の売り上げが2億バーツ以上の会社を対象
- 法人税申告書に添付 (提出義務)



Transfer Pricing Document (移転価格文書、ローカルファイル)

- 税務調査開始時に提出 (保存義務)
- 作成猶予期間は原則60日 (初回の税務調査については180日)
- 年間売上が2億バーツ未満であっても提出を要求される可能性あり

4. 関連者取引明細書

移転価格関連者取引に関する明細書

Transfer Pricing Disclosure Form (page 1)

使用通貨

パーツ その他 (内国歳入法第76条の3により歳入局長に承認された通貨)

タイ国内関連者取引

関連者の名称	納税者番号	当明細書提出者との関連者取引の有無
		無し <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 次のページに詳細をご記入ください
		無し <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 次のページに詳細をご記入ください

国外関連者取引

関連者の名称	居住地国	当明細書提出者との関連者取引の有無
		無し <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 次のページに詳細をご記入ください
		無し <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 次のページに詳細をご記入ください

4. 関連者取引明細書

移転価格関連者取引に関する明細書

Transfer Pricing Disclosure Form (page 2)

タイ国内関連者取引

関連者の名称	主たる事業からの収入	その他の収入	原材料・製品の仕入	土地、建物、設備等の購入	その他の費用				借入金残高	貸付金残高
					ロイヤルティー	役務提供、業務委託費	支払利息	その他		

国外関連者取引

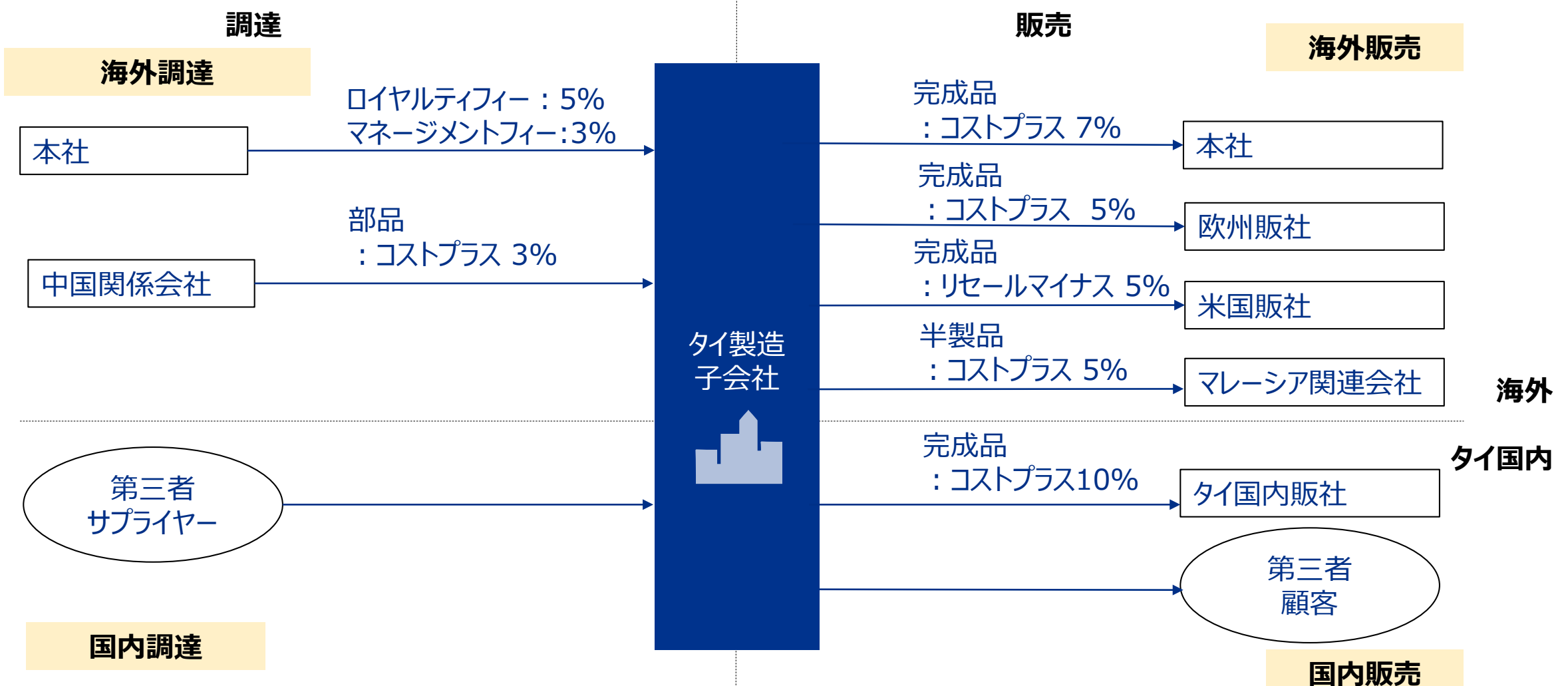
関連者の名称	主たる事業からの収入	その他の収入	原材料・製品の仕入	土地、建物、設備等の購入	その他の費用				借入金残高	貸付金残高
					ロイヤルティー	役務提供、業務委託費	支払利息	その他		

1. 当明細書を提出する納税者は会計基準に基づいた連結財務諸表作成の責任を持っていますか？ はい いいえ
2. 当明細書を提出する納税者は当事業年度においてグループ内事業再編を行いましたか？ はい いいえ
- 納税者の収入への影響 増加 減少
- 納税者の費用への影響 増加 減少
- 納税者の粗利益への影響 増加 減少
3. 当明細書を提出する納税者は関連者への無形資産の譲渡・移転がありましたか？ はい いいえ

5. 移転価格文書（ローカルファイル）の構成

章	項目	内容
第1章	序章	<ul style="list-style-type: none"> レポートの範囲および用途 エグゼクティブサマリー タイにおける移転価格税制の概要
第2章	企業の概要	<ul style="list-style-type: none"> グループの概要 タイ現地法人の概要 製品の概要 会社組織の概要
★ 第3章	ビジネスモデル	<ul style="list-style-type: none"> 関連会社取引の内容 価格設定ポリシー
第4章	市場分析	<ul style="list-style-type: none"> 会社が属する業界の概要 市況が関連者間取引に及ぼす影響
★ 第5章	機能・リスク・資産分析	<ul style="list-style-type: none"> 各社が果たす機能 各社が負うリスク 各社が保有する資産
第6章	独立企業間価格算定方法の選定	<ul style="list-style-type: none"> OECDガイドラインにおける独立企業間価格算定方法の種類 最適な独立企業間価格算定方法の選定 独立企業間価格算定方法の適用妥当性の評価
★★ 第7章	経済分析	<ul style="list-style-type: none"> 独立企業間価格レンジの決定（ベンチマーク分析の結果） タイ現地法人および比較対象企業の利益率分析

5. 移転価格文書 ビジネスモデルのサマリー



5. 移転価格文書 機能・リスク分析のサマリー

移転価格文書中、機能分析については、下記に掲げる項目につき、タイ子会社の関与内容及び度合い等を説明する。

機能分析項目	判定
研究開発活動	×
設備調達機能	△
材料・部品調達機能	△
生産計画・製造工程	○
品質管理	△
在庫管理	○
営業・マーケティング活動	△
アフターサービス	○

リスク分析項目	判定
研究開発リスク	×
設備投資リスク	○
製造リスク	△
在庫リスク	○
保証リスク	△
為替リスク	○
債権回収リスク	△
マーケットリスク	○

5. 移転価格文書 経済分析の結論

取引単位営業利益法（TNMM）における具体的な独立企業間価格の算定方法（取引価格の妥当性の立証方法）は、以下の通り。

比較対象会社	営業利益率			3年加重 平均値
	2017	2018	2019	
A Co., Ltd.	7.22%	-2.49%	11.00%	5.17%
B Co., Ltd.	4.19%	3.60%	3.61%	3.80%
C Co., Ltd.	3.34%	3.45%	5.65%	3.86%
D Co., Ltd.	1.37%	1.46%	1.60%	1.46%
E Co., Ltd.	1.91%	2.03%	1.96%	1.97%
F Co., Ltd.	1.57%	1.71%	0.55%	1.38%
G Co., Ltd.	9.79%	8.95%	14.17%	10.81%
自社	XX%	YY%	ZZ%	WW%
最小値 (Minimum)	1.37%	-2.49%	0.55%	1.38%
四分位下限値 (25% Quartile)	1.74%	1.59%	1.78%	1.72%
中央値 (Median)	3.34%	2.03%	3.61%	3.80%
四分位上限値 (75% Quartile)	5.71%	3.53%	8.33%	4.52%
最大値 (Maximum)	9.79%	8.95%	14.17%	10.81%

主な比較対象企業選定プロセス

- 同種または類似のTSIC (Thailand Standard Industrial Classification) コードによる選定（母集団は約100万社）
- 売上基準による選定
- 株主基準による選定
（タイ人株主が資本の50%以上を保有するタイ法人のみを選択）
- 財務諸表をベースとした選定
（3期中2期以上の赤字、関連者取引の占める割合が20%以上の企業は除外）
- 企業の持つ機能・取り扱う製品に乖離がある場合、その企業は除外

四分位レンジ
(Inter-Quartile Range)

6. 移転価格リスクの高い会社

タイ税務当局の基本スタンス:

タイ子会社は一定の利益を計上すべき（赤字は認めない）

1. 単体ベースにおいて赤字の事業年度がある
2. 単体ベースにおいて税務当局が想定している利益率よりも会社の利益率が著しく低い
3. BOI（法人税免税）、Non-BOI（法人税20%）のセグメント別の利益率に乖離がある
4. 第三者向け売上、関連者向け売上のセグメント別の利益率に乖離がある
5. 顧客別の利益率に関して乖離がある
6. 原価割れで販売している特定の製品群がある
7. 親会社等へ支払っている技術支援料、ロイヤリティ、その他配賦費用が多額である

移転価格文書の作成は法令対応の観点はもちろん、上記リスクを未然に把握・対応・改善する目的も多分に含んでおり、継続的な作成が求められる。

KPMGジャパン オンラインセミナーのご案内

世界各国で相次ぐ個人データ保護規制の施行・改正

日本	
日本	改正個人情報保護法 2022年施行予定

ヨーロッパ	
EU	General Data Protection Regulation 2018年5月25日施行

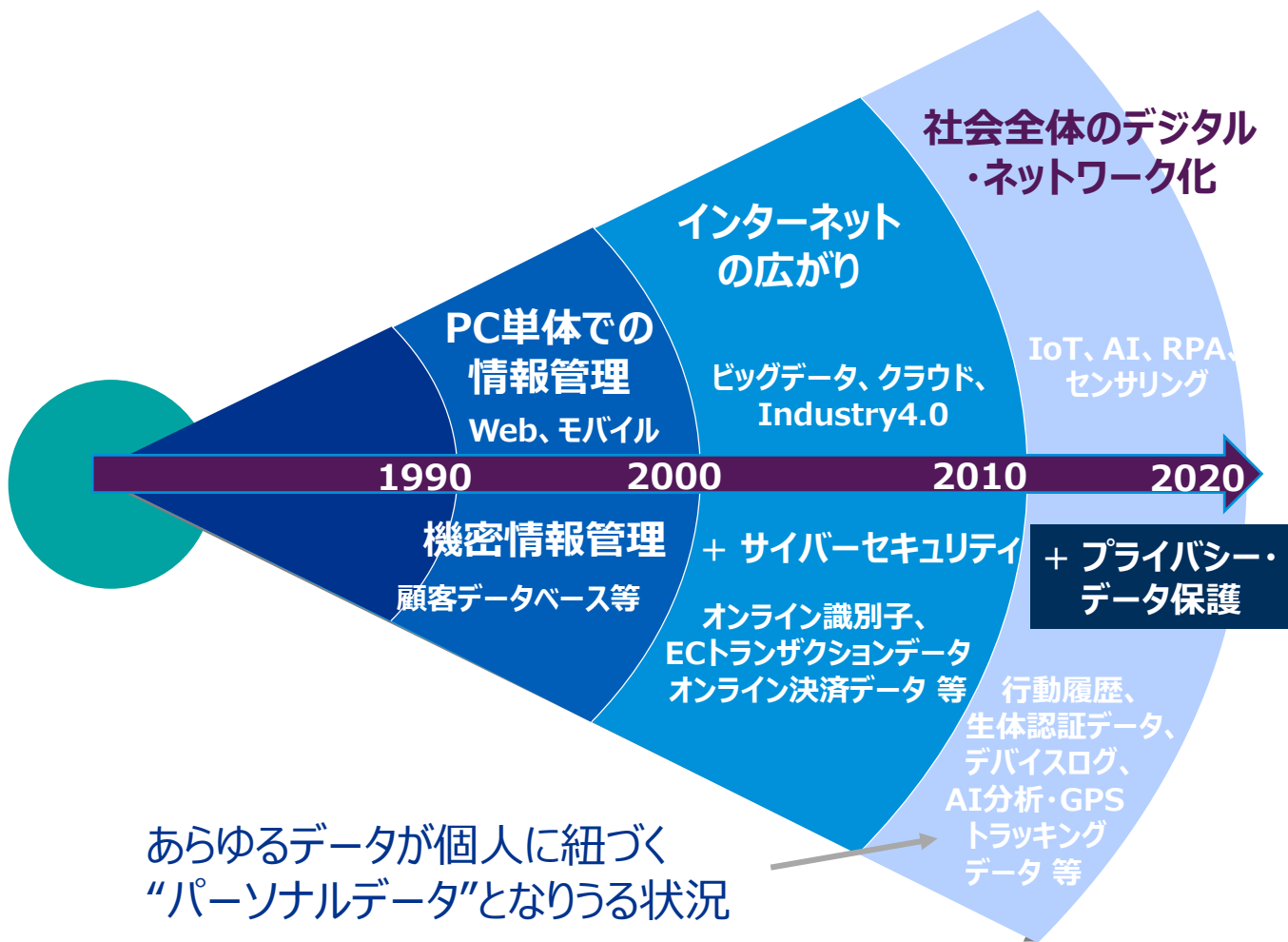


アメリカ	
米国	California Consumer Privacy Act of 2018 2020年1月1日施行
ブラジル	Lei Geral de Proteção de Dados Pessoais 2021年5月3日施行

アジア・オセアニア

中国	中華人民共和国网络安全法（网络安全法） 2017年6月1日施行	シンガポール	Personal Data Protection Act 2012 2014年7月2日施行	タイ	Personal Data Protection Act 2021年5月31日施行
香港	個人情報（プライバシー）条例 2018年4月20日改訂	ベトナム	Cybersecurity Law 2019年1月1日施行	韓国	個人情報保護法（法律第14839号） 2017年10月19日改訂
台湾	Personal Information Protection Act 2016年3月15日施行	インド	Personal Data Protection Bill of 2018 2020年以降施行予定	オーストラリア	Privacy Act 1988 2018年2月22日改訂

個人情報活用の優劣が競争力の違いを生む



個人データ利活用検討の一例

- ◆ コネクティッドカーで収集するデータをどのようにマネタイズできるか？
- ◆ スマートメーターで収集したデータにより、どのような新サービスを実現可能か？
- ◆ 顔認証技術を活かして無人店舗サービスを実現できないか？
- ◆ 従業員の行動履歴データを人事評価に活用できるか？
- ◆ 製品利用者の個人データを、情報銀行を通じてマネタイズ可能か？
- ◆ 消費者行動データをグループで共有し、購買行動予測等に活かさないか？
- ◆ 車の運転情報から自動車保険料の自動決定ができないか？
- ◆ 製造ラインに取り付けるセンサーデータを使って、作業者の生産効率を改善可能か？
- ◆ 消費者のWeb活動や購買行動データを与信評価に利用できないか？ 等々

個人データ保護規制の最新動向とPrivacy DXの実現

講演者：KPMGコンサルティング パートナー 大洞 健治郎、シニアマネジャー 藤田直子

公開期間：2020年6月12日（金）～6/26（金）

日本の個人情報保護法2020年改正案を含む、グローバル個人データ保護規制の最新動向をご紹介しますとともに、限られたリソースで効率的に全社の個人データ保護活動を実現するために各社で導入が進んでいるPrivacy DXソリューションを解説いたします

お申し込み方法： 本セミナー後、メールにてご案内いたします



Contact us



**アソシエイトディレクター
日本国公認会計士**

中島 悠史

Email: ynakajima@kpmg.co.th



**アソシエイトディレクター
日本国税理士試験合格（2004年）**

伊藤 進

Email: sito1@kpmg.co.th



home.kpmg/th



Twitter: [@KPMG_TH](https://twitter.com/KPMG_TH)
LinkedIn: linkedin.com/company/kpmg-thailand
Facebook: facebook.com/KPMGinThailand
YouTube: youtube.com/kpmginthailand
Instagram: Instagram.com/kpmgthailand

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG Phoomchai Audit Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

The KPMG name, logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.